

松本市 地域包括支援センター

令和2年度事業報告 令和3年度事業計画（案）

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・四賀地区では、家庭において複数の問題を抱えるケースについて、地域として関われることをテーマに地域ケア会議を開催し、地区関係各課との連携方法や民生委員との情報共有について周知、確認できる機会となった。

・本郷地区では、昨年度地域課題として挙げられた「認知症高齢者が行方不明になることへの対策」として、地域ケア会議にてICTを活用した参加型の体験会を実施した。認知症高齢者への理解はもちろん、ICTの今後の可能性についても地域住民に知ってもらう機会となった。

・岡田地区では、認知症をテーマに地域ケア会議を開催する予定であったが、コロナ禍により開催には至らなかった。ただ、このコロナ禍でも認知症に関して取り組めることについて、地域住民や関係各課と意見交換の機会がつくることができた。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・相談ケースの多くが民生委員からの情報提供であり、民生委員との顔の見える連携が根付いている。包括内でもケースに関する検討の時間をつくることができた。

(2) 生活支援体制の推進

・四賀地区では、地区生活支援員と協力して、コロナ禍で地区活動が開催されない中、家に閉じこもりがちの一人暮らし高齢者の状況確認を実施した。

・本郷地区では、地区生活支援員と協力して、地区のインフォーマルサービス等をまとめた『思いやり知恵袋』を作成し、全戸配布した。

・岡田地区では、百歳体操の体験会を開催した。(次年度より福祉ひろば事業として定期開催していく予定である。)

(3) 認知症施策の推進

・本郷地区では、認知症高齢者が行方不明になることへの対策として、地域ケア会議にてICTを活用した参加型の体験会を実施した。地域住民に認知症高齢者を理解してもらう機会となった。

・幅広い年齢層に向けての活動を意識し、四賀小学校への認知症サポーター養成講座を実施した。コロナ禍で認知症サポーター養成講座や物忘れ相談会の実施数が減少しており、次年度の課題である。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・藤森病院主催の事例検討会や相澤東病院との意見交換会へ参加し、連携の強化が図れた。

・医師会主催のリビングウィルを考える会には全て出席することができた。今後はそこで知り得た情報をどうやって地域へ還元するかを検討していきたい。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

定例コアメンバー会議や弁護士連携事業を活用することで、複数の支援をもちながら虐待対応等を実践することができた。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地区支援企画会議やまちづくり協議会に参加し、ネットワークの強化が図れた。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・包括エリア内ケアマネ勉強会では『インフォーマルサービスを利用してみよう』をテーマに、地区で行われている介護保険外の活動を紹介するとともに、介護予防サービス画に取り入れることの重要性を伝えることができた。

・本郷地区では、惣社サロンの立ち上げに協力することができた。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・包括エリア内ケアマネ勉強会や多職種連携研修会の開催を通して、ケアマネジャーと連携の強化を図ることができた。

6 地域ケア会議の運営方針

・地区診断書データを積極的に活用できておらず、次年度の課題である。

7 市との連携方針

・センター長会や各種専門職種会を通じて、地域や介護保険等事業所の実情を市の関係各課へ伝えることができた。

8 公正・中立性確保のための方針

・各種研修会への参加に加え、それを包括内で伝達講習することで、各々のスキルアップも図ることができた。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・コロナ禍で地域活動が制限される中ではあったが、福祉ひろばやサロン、認知症カフェ等に積極的足を運ぶことで、包括の存在をアピールすることができた。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

・新型コロナウイルス感染症の終息も見えない中、今後、ZOOM等ICTの活用も視野に入れて検討していきたい。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・本郷地区では、昨年度実施した各町会へのヒアリング結果を基に、地域ケア会議を実施する。
・四賀、岡田地区は、地区支援企画会議やまちづくり協議会等を通じて、課題の抽出とその解決に取り組む。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・地域活動への積極的な参加に加え、民生児童委員協議会等にも出席し、民生委員と顔の見える連携を継続することで、きめ細かな総合相談を実施する。

(2) 生活支援体制の推進

・今年度よりエリア内の全ての地区に地区生活支援員が配置となり、地区を超えた横の繋がりや連携が可能か検討する。

(3) 認知症施策の推進

・認知症に対する理解を深めるため、町会や地区単位で認知症サポーター養成講座や物忘れ相談会を開催し、ICTを活用した事例の紹介等を実施する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・多職種連絡会や個別地域ケア会議等を通じて、在宅医療・介護連携を推進する。

(5) 権利擁護の推進

・一次相談機関（高齢者の総合相談窓口）として、各専門機関との連携や勉強会を開催し、スタッフ個々のスキル向上に努める。

(6) 感染症への対応強化

・ICTの活用など新しい生活様式に基づいた会議等を実践し、医療や介護の関係機関等との連携に努め、情報共有を図る。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地区支援企画会議やまちづくり協議会、民生児童委員協議会等への参加や、個別地域ケア会議等を通じて、ネットワークの強化に努める。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・今年度の介護報酬改定のポイントを踏まえ、介護予防サービス計画の作成方法を再確認できる機会をつくり、利用者のセルフケアやインフォーマルサービスを意識した介護予防サービス計画作成ができるよう働きかけを行う。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・エリア内ケアマネ勉強会等で、今年度の介護報酬改定に伴う変更点や注意点について情報共有できる機会を作る。
- ・特定事業所加算算定事業所を中心に連携を強化し、内部勉強会や検討会等の充実を図ることで、エリア内のケアマネジャーの課題解決能力の向上を支援する。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・『個別地域ケア会議』を積極的に開催し、個別課題の解決やケアマネジャーによる自立支援に資するケアマネジメント支援に繋げる。
- ・『個別地域ケア会議』により地域課題が把握された場合は、地域づくりセンター等と協働の上、『地域ケア会議』等を活用し解決策を検討する。
- ・本郷地区においては、前年度の町会ヒアリングの結果から『防災について』地域ケア会議の開催を企画する。

7 市との連携方針

- ・センター長会、各専門職種会を通じて、地域や介護保険等事業所の実情を市の関係各課に知ってもらえるよう努める。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・本人や家族の意向を踏まえ、その意向に沿った介護保険等事業所を提案する。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・センターだより等を活用し、包括の役割や取組み等について、住民や関係機関に対し積極的な広報に努める。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

- ・ワークライフバランスの取組みを推進し、安定的な運営を目指す。
- ・業務の見直しや改善を推進し、生産性の向上に努める。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・各地区の地域づくりセンター、地区担当職員と協議する機会を持ち地区生活支援員の活動支援や配置に向けての協議などを行うことができた。
・地域住民に向け、介護予防や生活支援の必要性について周知を行った。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・総合相談窓口として、地域に住む高齢者に関する相談を真摯に受け止め、ワンストップで対応できる制度申請や関係機関の活用につなげた。

(2) 生活支援体制の推進

・地区生活支援員配置の里山辺地区では、地域づくりセンター長、公民館長、まちづくり協議会と協議し、地区生活支援員の活動支援や住民との協議の場である「つながろう会」を開催した。
・地区支援企画会議に参加し、地区生活支援員の配置に向けた説明を行った。

(3) 認知症施策の推進

・コロナ禍で人が集まる会など企画することが難しい年であったが、認知症サポーター養成講座を6回開催、物忘れ相談会を2回開催した。
・南東部・中央南包括と共催で、認知症サポータースキルアップ講座を開催した。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・多職種連携研修会を開催し、新型コロナウイルス感染症予防について、介護保険等事業所間で共有した。介護保険等事業所の困りごと、漠然とした不安について具体的に考える機会となった。市立病院の取組みを共有し、不安を軽減できるように支援した。
・業務の中で地域の診療所や病院ソーシャルワーカー、退院支援看護師と情報を共有し、個人の生活の質が維持できるように利用サービス等の検討を行った。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・総合相談の中で虐待と思われる事例に向き合い、弁護士連携事業を活用し問題解決に向け、高齢福祉課ケースワーカーや関係機関と相談して対応を行った。
・定例コアメンバー会議で検討された方針を実現できるよう、高齢者と養護者と面談し支援した。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地域づくりセンター、地区生活支援員と協働し、住民と生活支援や介護予防について話し合える場をもち、ボランティア活動の提案や地域の見守りについて話し合う場を企画した。
・地域ケア会議にて、地域の集まりの再開に向け、新型コロナウイルス感染症予防の視点を周知した。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・介護予防ケアマネジメントの立案時に、インフォーマルサービスを活用し、介護予防サービス計画に位置付けられるよう担当ケアマネジャーに周知した。
- ・地区担当保健師、福祉ひろば職員と連携し、介護予防に向けた講座の開催や百歳体操の活用に向けた支援を行った。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・エリア内介護保険等事業所（居宅）との勉強会を開催し、インフォーマルサービスの活用や介護予防ケアマネジメントについて法定外研修を行った。
- ・基幹包括から配信される「介護予防ケアマネジメントミニ講座100本ノック」をエリア内介護保険等事業所（居宅）と共有した。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・個別ケア会議で個人課題の解決に向け、町会役員と課題を共有し個々で出来る声掛けや対応について検討した。
- ・地域ケア会議開催に向け、地域づくりセンター・公民館・地区担当職員と協議を行った。各地区会議開催の日程調整を行ったが、新型コロナウイルス感染症予防により実際に開催できたのは1地区のみ、2地区は中止となった。

7 市との連携方針

- ・専門職種会に参加しそれぞれの役割が果たせるよう活動を行った。
- ・センター会議へ包括応援担当職員に参加してもらい、専門職種会の伝達や包括の運営等について支援を得た。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・行政機関として公正・中立性できるよう努めた。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・センターだよりや自宅で出来る運動等のプリントを活用し、コロナ禍の自粛生活で活用できる介護予防を周知・啓発活動を行った。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療と介護の連携、事業所間の横の繋がりがもてる関係づくりを推進する。
- ・地域ケア会議で出された課題について地区内で再度の検討に向けて、地域づくりセンターと検討に向けた方向性について共有する。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

- ・総合相談窓口として、ワンストップで必要な機関や制度に繋がられるよう対応する。
- ・相談を受け、対応に課題が生じている事例について包括内で共有し、問題解決に向けた三職種の意見が反映されるよう協議し、対応の方向性を検討する。

(2) 生活支援体制の推進

- ・地区生活支援員と連携し、介護予防や生活支援に関する地区支援ができるよう検討する。
- ・地域づくりセンター、公民館等と協議し、地区内の人材育成に向けた講座等の開催を検討する。

(3) 認知症施策の推進

- ・認知症サポーター養成講座と物忘れ相談会を開催する。また、認知症講演会を開催しサポーターのスキルアップを図る。
- ・個人情報保護に注意を払い、相談を持ちかけてくれた地区内住民と顔の見える支援を推進し、認知症初期集中支援チームと連携しながら、住民とチームになれるような取組みを推進する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ・日頃の事例の積み重ねによる周辺の医療機関と協力した個別の相談支援に取り組む。
- ・多職種連携研修会を開催し、介護保険等事業所間の顔の見える関係づくりを推進する。

(5) 権利擁護の推進

- ・高齢者の虐待被害が大きくなるよう、担当ケアマネジャー、市担当ケースワーカーなどと情報を共有し弁護士相談などを活用しながら支援を行う。
- ・ケアマネジャーへの啓発などを行い、早期発見と対応に取り組む。

(6) 感染症への対応強化

- ・感染症対策として、基幹包括と相談しながら感染症対策マニュアルを作成し、シミュレーション訓練ができるよう検討を進める。
- ・感染症予防に心掛け、職員が媒体とならないよう業務に取り組む。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地域ケア会議、多職種連携研修会を開催し、ネットワークづくりを図り、関係機関と連携し業務に取り組む。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・自立支援型個別ケア会議に参加し、担当介護保険等事業所と自立支援に向けて利用者に働きかけを行う。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・自立支援に向けたインフォーマルサービスの活用をケアマネジャーに提案する。
・基幹包括から提示される介護予防ケアマネジメントに係る資料や介護予防ケアマネジメントミニ講座「100本ノック」について周知する。

6 地域ケア会議の運営方針

・地域づくり支援センターと地域課題について話し合う場を設け、課題解決に向けた方策の検討を行う。
・個別地域ケア会議を開催し、医療と介護の連携、個人及び地域課題の検討を行う。

7 市との連携方針

・専門職種会や包括応援担当職員と相談し、個別事例の対応や介護予防教室・多職種連携研修会開催など行う。

8 公正・中立性確保のための方針

・介護サービス計画において、専門職種会や研修会を受け、公正・中立性を確保する。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・センターだより等を活用し、包括の役割の周知を図る。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・地域ケア会議や個別地域ケア会議で出た課題を抽出し、各担当機関や専門職、民生委員、町会長、地区生活支援員と連携を図り、課題解決に向けて協働で取り組んだ。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・コロナ禍ではあったが、開催された地区行事・サロン・カフェに積極的に参加し、地域住民と交流を図りながら、相談しやすい顔の見える関係性づくりを構築し、相談業務を行った。

・医療・福祉の連携を図り、相談内容に応じた連携支援を行った。

(2) 生活支援体制の推進

・地区生活支援員と連携を密に行い、地域課題に協働で取り組むと共に、個別対応にも連携し取り組んだ。

・地区生活支援員との連携強化や業務内容の共有を目的として、北部包括と合同で地域づくりセンター長・地区生活支援員・包括と連携会議を行い、課題の共有と連携強化を図った。

(3) 認知症施策の推進

・認知症サポーター養成講座を全15回開催し、受講者合計237名と、多くの方に受講してもらうことができた。東部地区では全9回、各町会単位で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に優しい地域づくりを目指し、多くの住民に参加してもらえたことは大きな成果である。

・北部包括と合同で認知症研修会を開催し、地域のキャラバン・メイトだけではなく薬剤師など多くの参加があった。

・認知症の人と家族の会（第二）、100えんカフェ（白板）、お茶会（中央）に参加し、参加者本人と家族の相談支援を行った。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・医師会主催のリビングウィルの学習会、地域支援を考える会に参加し、現状把握や情報交換による共有を図り、地域活動に繋げた。

・藤森病院の勉強会へ参加した。また、相澤東病院と連携を図り、地域の講座を依頼して、地域の医療との連携強化を図った。

・多職種連携研修会は30事業所（47名）と多くの事業所が参加され、新型コロナウイルス感染症予防対策や筋力低下予防の知識を一緒に学ぶことができた。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・高齢福祉課や各介護保険等事業所関係職員と連携を図り、適切な対応を協働で行った。

・コアメンバー会議へ出席や弁護士連携事業などを活用することで、連携強化を図り、課題解決に取り組んだ。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・民生児童委員協議会で、地区事例を報告しケース対応の共有を図り、民生委員との関係の強化やスキルアップを支援した。

・住みよいまちづくり協議会や福祉互助会の協議体に参加し、生活支援の相談に応じた。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・ケアマネジャーに、地域のインフォーマルサービスの提案やお助け知恵袋の活用等を周知し、自立支援に向けた適切なマネジメントが行われるよう支援を行った。
・自立支援型個別ケア会議にて、自立支援に向けた視点の重要性を学び、個別地域ケア会議やサービス担当者会議の際に、自立支援に向けたマネジメントの提案、支援を行った。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・新型コロナウイルス感染症により、企画していた症例検討会が開催できなかったため、包括エリア内の介護保険等事業所（居宅）を訪問し、介護予防サービス計画講習を行った。
・ケアマネジャー勉強会の際に、ICFに基づく介護予防ケアマネジメントの実施について説明を行った。

6 地域ケア会議の運営方針

・中央：個別地域ケア会議2回開催。「災害時に1人も見逃さない地域を目指すために」という議題で地域ケア会議を開催し、地域の方から積極的な意見が数多く出された。
・白板：「なぜケアシステムが必要なのか」という議題で地域ケア会議を開催し、信大井上教授の講演後、グループワークで地域の方から積極的な意見が数多く出た。
・第二：個別地域ケア会議1回開催。新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか地区サロンが開催できない現状だからこそ、サロン活動の重要性を見直したいと、地域ケア会議を2回開催した。
・第一：個別地域ケア会議1回開催。地域ケア会議開催に向けて何回か会議を行い、日程も決めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。
・東部：個別ケア会議1回開催。各町会で認知症サポーター養成講座を9回実施し、その集大成として地域ケア会議を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

7 市との連携方針

・毎月、包括応援担当職員と会議を行い、各地区の現状報告や情報共有を行い、包括内で出た課題を専門職種会に提案し、連携の強化を図った。
・地区支援企画会議等で、各関係職員と積極的に情報交換を行い、連携強化を図った。

8 公正・中立性確保のための方針

・利用者や家族の意向を尊重し、公平・中立な立場で助言を行い、適切な介護予防ケアマネジメントを行った。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・ふれあい健康教室や地区の行事に参加し、センターだよりを活用し、住民に必要な情報を広報した。
・認知症サポーター養成講座の開催や地区の勉強会を企画し、地域住民に認知症に対しての啓発活動を行った。

10 その他

・新型コロナウイルス感染症や災害時に備えた利用者台帳を作成した。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・医療面（病院、薬局）が充実した地域であるため、医療と介護の連携を強化し、協力体制を構築し、地域で安心した生活が送れるような仕組みづくりを推進する。
- ・地域住民が抱えている課題を抽出し、地域住民と専門職が協働し、課題解決に向け取り組む。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

- ・包括内の連携強化を図り、様々な相談に適切な対応ができる体制を確保する。
- ・専門性を活かした対応を行うと共に、必要に応じ適切な機関・サービスに繋げる。

(2) 生活支援体制の推進

- ・地区生活支援員と地域課題の共有やタイムリーな情報交換を行う。
- ・地区サロンやひろば活動、個別の相談対応を通じて生活支援ニーズを抽出し、地区に提案・検討する。

(3) 認知症施策の推進

- ・チームオレンジ構築を見据えた認知症サポーター養成講座を開催する。
- ・認知症思いやりパスブックを活用し、本人・家族・地域住民の相談にきめ細やかに対応する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ・多職種連携研修会や事例検討会を行い、医療と介護の連携強化を図る。
- ・ACP、人生会議の周知・啓発を、地区や町会単位で行う。

(5) 権利擁護の推進

- ・虐待ケースに早期に、適切に対応できるよう、高齢福祉課や関係機関と連携し、情報共有を図り、協働して課題解決に取り組む。
- ・成年後見制度の初期相談対応を行い、制度の普及に努める。

(6) 感染症への対応強化

- ・個人や事業所全体で感染症対策を充分に行った上で、相談業務や地域活動を行う。
- ・孤立やフレイル、認知機能の低下が深刻化しないよう、民生委員と協力し、見守りを継続する。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

- ・地区支援企画会議やまちづくり協議会に参加し、地域課題解決に向けて、関係機関や多職種、地域住民と協働して対応できるネットワークの強化を図ると共に、エリア内多職種連携研修会を通して、医療と介護の連携や、顔の見える関係づくりに努める。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・利用者の地域での生活状況など現状把握を行い、地域の力・人材などを介護予防サービス計画に位置付けができるよう情報提供を行う。
- ・お助け知恵袋の活用を広報し、ケアマネジメントに活用を促す。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・ケアマネ勉強会や症例検討会を開催し、個々のスキルアップを図り、適切なサービスを提供できるよう支援を行う。
- ・ケアマネジャーに自立支援型個別ケア会議を周知することで、自立支援に向けたマネジメントの視点を共有し、個別課題や地域課題解決に向けて協働で取り組む。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・個別地域ケア会議を積極的に開催し、個別課題から見えた地域課題の共有を図り、課題解決に向け、関係機関と協働して取り組む。
- ・個別、地域ケア会議で抽出した地域課題を、地域づくりセンター、地域住民、地区関係職員と情報共有を図り、地域の支え合いの仕組みづくりに取り組む。

7 市との連携方針

- ・地域住民が抱えている課題を抽出し、地区支援企画会議等で課題を共有し、関係職員と協働し、課題解決に向けた取り組みを行う。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・個々のスキルアップを図るため、研修会や専門職種会等に参加し、本人や家族の意向を尊重し、公正・中立な立場で助言や支援を行う。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・地域の行事等に積極的に参加し、センターだよりを活用して必要な情報を広報することで、地域住民が相談しやすい関係づくりに取り組む。
- ・地域住民が求めている情報に則した勉強会を企画し、地域住民や関係機関に啓発活動を行う。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

- ・コロナ禍で発生した様々な課題に対して、関係職員や介護保険等事業所と協力して対応する。

【中央北地域包括支援センター】

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・専門職の役割が理解できた。まだ、不十分ではあるが、専門職の知識とスキルを活かし、地域支援者及び行政関係者等と連携を行った。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・総合相談の窓口として対応した。地域の高齢者や障害者等からの様々な相談を受け止め、包括内で共有することで専門的な助言をし、適切な機関やサービスに繋げた。

(2) 生活支援体制の推進

・地区ごとで行われている地区支援企画会議に参加し、地域の具体的な介護予防や生活支援サービスの継続や立ち上げに支援した。

・コロナ禍における地区事業の取り組みに、適切なアドバイスと協力を行った。

(3) 認知症施策の推進

・地域住民や医療機関からの相談にきめ細かに対応し、認知症初期支援チームに繋げた。また、まつもとミーティングへの参加協力を行った。

・地域住民への認知症施策の周知や見守りの推進を行った。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・多職種連携研修会やエリア内研修に、参加及び実施した。

・地域の医療機関との連携を密に行い、適切なサービスに繋げた。

・多職種連携シートを活用した。

・医療機関から終末期の受け入れを積極的に対応し、在宅医療介護へ繋げた。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・高齢者虐待の早期発見に努め、倫理観をもち行政関係者に繋げた。問題解決には至らないが、見守り強化と情報の共有に努めた。デリケートな問題が多く、双方の思いをくみ取り、安全な対応に心掛けた。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地域課題の共有や問題解決に向けた多職種連携研修会を実施できたが、個別地域ケア会議への報告には至らなかったケースが多かった。

・ボランティア等とのネットワーク構築については、地域と顔の見える関係づくりに取り組んでいく必要がある。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・地域資源の収集に努め、多職種間で情報共有するために、お助け知恵袋を活用した。また、中央北地域のエリアマップを作製中である。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・ケアマネジャーの相談には迅速に対応し、資質向上のためのエリア内研修会を実施した。
- ・事例検討や相談会は、新型コロナウイルス感染症予防のため実施に至らなかった。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・地域づくりセンターと協働し、地区支援企画会議で出された課題の検討を行い、地域ケア会議開催に向けて取り組んだ。城北のみの実施となった。他2地域は、新型コロナウイルス感染症対応のため中止となった。次年度に向け継続課題とした。

7 市との連携方針

- ・専門職種会に出席し、市の方針や各包括の取組みについて情報共有を図り、専門職の運営事業を推進、参加した。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・介護予防サービス計画については、包括新任職員研修に参加し、自己研鑽に努めた。
- ・利用者やその家族が求める介護保険等事業所等の説明に応じ、公正・中立な確保に努めた。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・センターだよりや高齢者福祉のしおり等を活用し、包括の役割や所在地等を地域住民や関係機関に周知・啓発を行った。

10 その他

- ・各地区の社会資源の掘り起こしを行ったが、可視化には至らなかった。(現在進行中)

1 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・専門職の役割を理解し、地域と介護と医療の連携を深め、地域包括ケアシステムづくりを学び、誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくりを推進する。
- ・新たな地域共生社会の推進に向け、誰もが地域で暮らせるまちづくりに取り組む。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

- ・包括の役割の一つとして、断らない相談窓口としての職員の専門性を活かし、高齢者のみならず障害者や生活困窮者等を幅広く受け止め、適切な機関・サービスに繋げる。

(2) 生活支援体制の推進

- ・地区ごとに行われている地区支援企画会議において、地域課題の掘り起こしや地域の具体的な介護予防や生活支援サービスの継続及び立ち上げを支援し、高齢者の社会参加に繋がられるような支援に努める。

(3) 認知症施策の推進

- ・地域住民や医療機関からの相談にきめ細かに対応し、認知症初期集中支援チームに繋げ、本人及び介護者支援を行う。
- ・認知症サポーター養成講座を2ヶ月に1回は実施し、地域支援に努める。
- ・「思いやりあんしんカルテ」の推進や見守り体制を、民生委員・警察などと連携する。
- ・本人、家族が参加するまつもとミーティングと認知症サポーターを中心とした支援づくりに取り組む。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ・医療と介護の連携強化を図り、適切なサービスに繋げる。
- ・医療連携で上がる課題を明確にし、課題解決に取り組む。
- ・「リビングウィル（事前指示書）」の普及・理解を深めるため、積極的に研修へ参加し、地域に分かりやすく広報する。

(5) 権利擁護の推進

- ・虐待及び高齢者の権利に関して情報収集に努め、相談窓口の役割を果たす。
- ・市ケースワーカー及び担当保健師との連携を密にし、問題解決に取り組む。
- ・成年後見制度利用の促進にあたり、受付・相談を行い、中核機関に繋げる。

(6) 感染症への対応強化

- ・日頃から感染症対策に取り組む中で、地区活動に参加し、地域に発信していく。
- ・新型コロナウイルス感染症の蔓延予防のみならず緊急対応に対し、ネットワークの構築・支援体制を確立する。
- ・外出自粛やサービス利用を控える緊急事態に対し、ADLの低下、精神的不安定、孤立に対し速やかに対応できるよう、対策を構築する。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

- ・地域課題の共有や課題解決に向けた個別地域ケア会議及び地域ケア会議を開催する。
- ・地域のインフォーマルの取組みを把握し、ボランティア活動の支援・協力体制を作る。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・様々な地域資源の情報収集に努め、自立支援に向けたマネジメントができるよう取り組む。
- ・地域住民が安心して暮らせるために、情報を共有し、地域の助け合いの輪を広げる。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・ケアマネジャー等の資質向上を図れるよう、事例検討や相談会、ケアマネ勉強会、多職種連携研修会を開催し、スキルアップに努める。
- ・自立支援型個別ケア会議により、職員の質向上に繋げる。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・地区支援企画会議において、地域づくりセンターと協力して地域課題の整理を行い、地域ケア会議が開催できるよう関係機関と調整を行う。

7 市との連携方針

- ・専門職種会に出席し、市の方針や各包括の取組みについて情報共有を図り、年度の各事業計画を推進する。
- ・包括が有する個人情報や業務以外の目的で使用し、第三者に漏れることのないよう守秘義務を遵守し、情報管理の徹底に努める。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・地域住民やその家族からの相談に包括的に取り組むため、相互に人格と個性を尊重し合いながら、専門職としての押し付けではなく、サービスを必要としている人の意思や主体性を尊重し、誠意ある対応を行う。
- ・介護予防サービス計画については、自己研鑽を行い、利用者やその家族が求める介護保険等事業所の説明に応じ、公正・中立な確保に努める。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・センターだよりや高齢者福祉のしおり、包括で作成した地域配置図を活用し、所在地や役割等を地域住民や関係機関へ周知・啓発に努める。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

- ・認知症対応として、交番・地域のコンビニ・銀行・郵便局などとネットワークを密にし、高齢者の安心・安全な地域づくりに取り組む。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・住民、地域の担い手、地域づくりセンター、地区担当職員、医療と介護の専門職等関係者と共に地域の支え合いの仕組みづくりを推進し、町会独自の取組みの情報収集を行った。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・包括内での日常的な情報共有を行い、相談時の対応に迷うことがあれば、その都度包括内や関係部署に確認しながら対応できた。

(2) 生活支援体制の推進

・地域づくりセンター長や社協、関係機関と共に、地区生活支援員を支援（又は配置に向けた支援）した。
・庄内地区では有償ボランティアの担い手が増え、困りごとを抱える高齢者の支援に繋げる回数が増加している。
・中山地区では、高齢者の困りごとについてアンケート調査を行い、分析を進める中で、担い手として活動できる方がいることを確認できた。

(3) 認知症施策の推進

・エリア内のキャラバン・メイトと共に、市内の高校で認知症サポーター養成講座を開催した。
・講師を招いて認知症研修を計画したが、感染症拡大に伴いやむなく中止した。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・エリア内でリビングウィルミニ勉強会を開催し、先進的な取組みをしている介護保険等事業所を中心に、施設職員や看護師と共に、日頃の取組みについて少人数で話し合う場を設けた。
・エリア内で多職種連携研修会を「新型コロナウイルス第2波に備える」というテーマで開催した。介護保険等事業所間での情報交換や連携の重要性について共有した。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・包括内で、講師を招き、成年後見制度の勉強会2回実施した。
・かけはしの小委員会の傍聴は行えなかった。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・庄内地区内のサロン主催者、生活支援サービスの担い手、民生委員、介護保険等事業所などとの情報交換会である福祉のチカラに出席し、気軽に相談し合える関係づくりや、支援の継続実施について検討できた。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・地区生活支援員と協力して、庄内地区サービス資源マップを作成した。
- ・自立支援型個別ケア会議に事例を提出し、事前の事例抽出や提出資料の検討、事後の振り返りを通して自立支援の具体的な方法を学ぶことができた。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・包括エリア内でケアマネ勉強会を開催し、介護予防マネジメント・介護予防サービス計画の作成方法について学んだ。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・庄内地区では、包括エリア内の高齢者入所施設担当者と地域の方を招き、災害時の対応について検討を行い、地域と入所施設、又は入所施設同士の関係づくりや、課題の抽出・共有することができた。
- ・庄内地区では2回、中山地区では1回の地域ケア会議が延期となった。

7 市との連携方針

- ・包括応援担当職員を交え毎月センター会を開催し、地区活動の実状や困難ケースの対応について検討した。日頃より密に連絡相談を行った。
- ・地区支援企画会議が継続的に開催され、地区内の情報共有がスムーズに行えた。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・包括内で各種サービスの情報収集に努め、利用者・家族のニーズに合わせた情報を提供することができた。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・小単位の集まりは大半が中止となったため、啓発活動を行うことができなかった。
- ・センターだよりの活用は、民生委員による戸別訪問や全戸配布にて行った。

10 その他

- ・コロナ禍でのサロン開催について、庄内福祉のチカラで主催者同士が情報を得たり、適切な開催方法について話し合うことができた。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・庄内地区では、地域づくりセンター強化モデル事業において「地域包括ケアシステムと共生社会」がテーマとなっており、地域づくりセンター長の下で、地区の実状や課題、住民のニーズを把握する。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・包括内での日常的な情報共有や週1回の定期的な情報交換会等を活用して、各自が相談援助職としての資質向上を図ると共に、他機関とも連携を取りながら迅速で適切な援助を目指す。

(2) 生活支援体制の推進

・有償ボランティアの適切な利用方法や繋ぎ方についての基本的な周知事項を、担い手や地区生活支援員・地域づくりセンター長・包括で検討し、共有する。

(3) 認知症施策の推進

・認知症思いやりパスブックを活用した物忘れ相談会や認知症サポーター養成講座、認知症研修会を開催する。
・ステップアップ講座の対象者の抽出や内容について検討する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・入退院連携ルールと多職種連携シートを活用する。
・リビングウィルを考える会や地域支援を考える会に参加し、町会等で地域住民への周知や地区の実状把握を行う。
・エリア内で多職種連携研修会やリビングウィルミニ勉強会を開催する。

(5) 権利擁護の推進

・社会福祉士が中心となり、包括内で成年後見制度の一次相談機関としての包括の役割や、実践について勉強会や事例検討会を行う。
・エリア内の専門職向けに成年後見制度や高齢者虐待の学習会を実施する。

(6) 感染症への対応強化

・地区担当保健師や医療コーディネーターとの情報交換を行う。
・事業所内での感染症予防対策を徹底する。
・感染症が蔓延した際の対応について、予め本人や家族、関係者と共有する。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・庄内地域づくりセンター長、地区生活支援員、民生委員OB、有償ボランティアやサロンに担い手、包括等で定期開催している庄内福祉のチカラを活用する。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・各地区のインフォーマル資源マップを、エリア内と介護保険等事業所（居宅）に配布し、具体的な資源の活用方法を周知し、地区生活支援員とも情報共有及び連携を図る。
- ・エリア内ケアマネ勉強会で介護予防マネジメントの勉強会を実施する。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・エリア内ケアマネ勉強会を介護保険等事業所の担当者と共に開催する。
- ・包括からエリア内の介護保険等事業所（居宅）に定期的に情報発信し、適正な給付と自立支援に資するケアマネジメントについて学びや確認の場を設ける。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・個別地域ケア会議を積極的に開催し、個別課題解決を図り、地域課題について地区支援企画会議等で共有する。

7 市との連携方針

- ・包括応援担当職員への報告相談を行い、センター会や専門職種会による情報交換を行う。
- ・地区支援企画会議を活用し、地域の実情把握や地域課題の抽出に取り組む。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・各種サービスの情報収集に努め、特徴を理解した上で利用者・家族のニーズに合わせた情報提供や十分な説明を心掛ける。
- ・困りごとに対して、複数の解決方法を提案する。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・地区内のより小さな単位での集いの場に参加し、センターだよりを活用して包括の役割等の周知・啓発を行う。中山地区はセンターだよりを全戸配布し、庄内地区は民生委員を通じて配布してもらう。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・田川・鎌田地区共に、コロナ禍の影響により地域活動の自粛が深刻であった。

・田川地区では、福祉ひろばと連携し、今まで関わりのなかった若い母親向けの催しに参加することで、幅広い世代に包括の存在を知っていただく機会となり、民生委員との貴重な情報交換の場にもなった。また、マンション住民の高齢化が進行し、孤独死や認知症による生活能力の低下について、地域課題を抽出した。

・鎌田地区では、福祉ひろばと連携して、包括主催の介護なんでも相談日を月1回設けた。福祉ひろば主催のコロナに負けるな体操（申込制）へ参加し、相談対応やセンター日より及びフレイル予防のチラシを用いて介護予防・新型コロナウイルス感染症予防の啓発を行った。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・相談内容の内訳は、介護相談が年間707件で一番多かった。続いて、医療以外との連携が406件、ケアマネ相談が351件あり、ケアマネ相談の内訳はケアプラン（介護予防サービス計画）についてが158件と多数を占めていた。また独居・老々世帯高齢者の見守り事例も210件と増加傾向にある。

・対応ケースに応じて、包括専門職、各関係者と連携を取りながら相談業務を行った。状況に応じて民生委員や地区担当ケースワーカーとも連携し、個別地域ケア会議を開催し、成年後見の利用促進・虐待対応など担当者を中心に継続対応した。

(2) 生活支援体制の推進

・田川地区は、まちづくり協議会を中心に、地域づくりセンター長・住民・病院・地区担当保健師・包括地区担当が連携した。

・鎌田地区は、福祉ひろば・体力づくりサポーターと包括保健師・地区担当と連携し、介護予防講座を5回シリーズで開催した。

(3) 認知症施策の推進

・認知症の新規相談は年間99件の実績があり、その中で医療に繋いだケースは36件。また、福祉ひろばと連携し、包括主催の物忘れ相談会を25回開催し、9人の相談実績があった。

・認知症に関する個別地域ケア会議を3回開催し、地域住民の見守り及び認知症への理解を啓発する機会となった。

・オレンジカフェの開催はできなかったが、カフェ運営ボランティアを中心に活動支援を行い、認知症サポーター養成フォローアップ講座を開催した。

・オレンジカフェ運営ボランティア、民生委員、キャラバン・メイトの学習の場として、キャラバン・メイト交流、オレンジ研修会を開催し、事例を用いて若年性認知症・徘徊ケースについての学習を深めた。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・医師会主催のリビングウィルの学習会へほぼ毎回参加し、包括職員の自己研鑽を図ると共に、田川地区地域ケア会議や、鎌田地区介護予防講座でリビングウィルについての学習会を開催した。

・地域の病院主催のカンファレンス、精神保健研究会（精神の事例検討会）などに定期的に参加した。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・虐待の新規相談件数は年間51件。対応検討会議2件、コアメンバー会議4件、個別ケース会議1件、地域ケア会議1件の実績があり、ケース内容に応じて、地区担当ケースワーカー、ケアマネジャー、弁護士連携事業を活用し、法律相談するなど関係機関と連携し迅速に対応した。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・エリア内多職種連携研修会では、病院の感染管理認定看護師を招き、新型コロナウイルス感染症予防について学習を深め、介護保険等事業所間の情報共有の場として開催した。
・鎌田地区では、認知症カフェ運営ボランティアと連携して、カフェ利用者に手紙を郵送した。
・民生委員を対象に、認知症サポーター養成講座や地域包括ケアシステムについてなどの学習会を行った。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・自立に向けたアセスメントを実施し、利用者主体の目標設定を心掛け、制度やインフォーマルサービスについての説明を充分行うよう心掛けた。
・自立支援型個別ケア会議を2回事例提出し、多職種の助言を受けることで、マネジメントについての気づきやヒントを得ることができた。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・エリア内の介護保険等事業所（居宅）ケアマネジャーと包括主任ケアマネジャーが中心に企画運営を行い、「成年後見制度について」・「予防介護予防サービス計画の考え方について」のケアマネ勉強会を年2回開催した。

6 地域ケア会議の運営方針

・個別地域ケア会議を田川地区1回、鎌田地区6回開催し、地域住民と介護保険等事業所が顔の見える関係を構築し、認知症や独居、老々世帯、マンションと地域についての課題抽出と共有することができた。
・地域ケア会議では、田川地区は「リビングウィルの啓蒙」、鎌田地区は「防災について」それぞれ開催し、地域の事業所と地域住民が課題を共有し連携するきっかけづくりの機会となった。

7 市との連携方針

・包括応援担当職員が参加するセンター部会を月1回開催し、情報交換及び学習会の場とした。
・地域づくりセンター長を中心に、地区支援企画会議を月1回開催し、地区の課題や居場所づくり、生活支援について検討した。

8 公正・中立性確保のための方針

・新規利用者が事業所を選択する際は、本人の意向を尊重し、松本市の介護保険等事業所一覧を用いて公正に選定するよう心掛けた。
・自立支援型個別ケア会議において、専門職から助言をいただき、公正・中立に介護予防サービス計画を作成するよう努力している。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・コロナ禍のため、ふれあい健康教室、出前ふれあい健康教室が全て中止となった。そのため、鎌田地区では、福祉ひろば主催の体操教室や民生委員を通じて、センターだよりやフレイル予防のチラシを用いて、介護予防、新型コロナウイルス感染症予防の周知、啓発を行った。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・田川地区は、まちづくり協議会を中心に、住民・民生委員・専門部会の団体と協議しながら地域課題の抽出を更に進める。また、福祉ひろばと連携し、若い世代・マンション住民に包括を知ってもらえるよう取り組む。

・鎌田地区は、民生委員・福祉ひろば・公民館・体力づくりサポーターやボランティアを中心に高齢者の居場所づくりやオレンジカフェの運営などを通じて連携を推進する。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・専門職がそれぞれの専門性を活かし、地域・行政・医療・介護の連携を図りながら、個別相談に対応し、適切なサービスに繋げる。

(2) 生活支援体制の推進

・地域づくりセンター・まちづくり協議会・福祉ひろば・体力づくりサポーターと協力して、介護予防講座を計画し、鎌田地区は年間7回、田川地区は年間3回開催する。

・町会長・民生委員・住民ボランティア・サロン・オレンジカフェの主催者と、生活支援サービスや高齢者の居場所づくりについてなど、支える側としても役割を見い出せるよう情報交換会を開催する。

(3) 認知症施策の推進

・認知症ケアパスを用いた物忘れ相談会を、福祉ひろば・オレンジカフェ・町会サロンなどで年間5回以上の開催を目指し、相談内容に応じて、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターと連携し、早期発見・治療に結び付くよう迅速な対応を心掛ける。

・認知症サポーター養成講座は、企業や学校、地域など、幅広い年齢層を対象に年間5回以上開催を目指し、キャラバン・メイトや地域のボランティア向けにステップアップ講座を年間3回開催する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・医師会主催のリビングウィルの学習会に参加し、包括職員自身の理解を更に深め、町会や地区単位で地域住民へ周知を図る。

・医療と介護の連携を深めるため、多職種連携研修会を通じて、お互いの課題抽出や役割分担について意見交換を行う。

(5) 権利擁護の推進

・高齢者虐待対応は、養護者への権利擁護も意識し、高齢福祉課ケースワーカー・健康づくり課保健師・ケアマネジャー・介護保険等事業所などと連携し、役割分担しながら迅速に対応する。また、弁護士と包括との法律相談連携事業を活用し、円滑に課題解決に努める。

・成年後見制度について、社会福祉士を中心に包括内で学習を深め、高齢福祉課や成年後見支援センターと連携し、適切に一次相談機関としての役割を果たせるよう努める。

(6) 感染症への対応強化

・感染症予防による外出自粛や介護保険サービスの利用控え、地域活動の休止等から、ADLの低下や精神的不安定、孤立等が懸念される方々に対し、電話や短時間訪問の実施、民生委員と連携し、センターだより・フレイル予防のチラシ配布などにより、介護予防・重度化防止を図る。

・情報通信技術の活用など新しい生活様式に基づいた会議等を実践し、医療・介護の関係機関等との連携に努め、情報共有を図る。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地区支援企画会議や町づくり協議会と連携し、オレンジカフェ・地区サロンの運営協力や生活支援体制づくり及び高齢者の居場所づくりについて、個別地域ケア会議を通じて、事例検討や協議を重ねていくことで、専門職と住民・ボランティア等の関係者が顔の見える関係を作り、ネットワークの構築を目指す。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・適切なアセスメントを基に、介護予防サービス計画作成やセルフケア、地区内のインフォーマルサービスの情報把握と発信をすることで、地域づくりに繋がるケアマネジメントを行う。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・エリア内ケアマネ勉強会を年2回開催し、利用者の介護予防・自立支援を目的として、地域の幅広い活動の情報提供を行う等、適切なサービスが効果的に提供できるよう支援する。
・介護保険等事業所（居宅）のケアマネジャーが個別課題を把握した時には、関係機関との連携の支援や、個別地域ケア会議の活用等を進め、課題解決に向け取り組む。
・自立支援型個別ケア会議により、要支援者等を個別課題の解決やQOLの向上、参加者間のネットワーク構築や地域課題の把握等を行うと共に、職員のファシリテーション力向上や介護予防サービス計画の質の向上を目指す。

6 地域ケア会議の運営方針

・個別地域ケア会議を適宜開催し、個別課題の解決や地域課題の抽出を行い、地域づくり関係者・行政と協力して課題解決に繋げる。

7 市との連携方針

・地区支援企画会議等を通じて、市の関係課や様々な関係機関と連携しながら、担当地域の実情やニーズに基づき適切な事業運営を遂行する。また、定期的に開催する専門職種会、包括応援担当職員を通じて、包括間や基幹との情報共有を図り連携を強化する。
・包括が有する個人情報や業務以外の目的で使用したり、第三者に漏れる事のないよう守秘義務を遵守し、情報管理の徹底を図る。

8 公正・中立性確保のための方針

・介護予防サービス計画の作成や介護保険等事業所の紹介等にあたっては、本人や家族の意向を踏まえ、包括職員の研修会や専門職種会等による自己研鑽、自立支援型個別ケア会議における専門職からの助言を基に、公正・中立性を確保する。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・センターだよりの活用及びふれあい健康教室や地区の学習会参加などを通じて、地域住民や関係機関へ積極的に周知し啓発に努める。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

・福祉ひろばと連携して、定期的にコロナウイルスを含む「高齢者なんでも相談会」や「チャイルド（赤ちゃんを育てる母親の会）」での相談会を開催することで、若い世代や自宅で引きこもっている高齢者など、幅広く包括の存在を知ってもらえるよう取り組む。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・地区支援企画会議に参加し、市役所関係課と協働しながら地域課題についての話し合いや課題の共有に取り組むことができた。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・地区行事等に参加することで身近な相談窓口として参加者からの相談に対応した。ワンストップ対応を心掛け、必要に応じて関係機関との連携を図った。
・相談内容は包括内で共有し、担当者不在でもある程度の対応ができるよう工夫した。
・センター会にて勉強会を開催し、職員のスキルアップを図った。

(2) 生活支援体制の推進

・地区生活支援員と協働し、エリア内の情報収集や情報の整理を行った。
・松原サポート（松原地区生活支援サービス）の円滑な運営ができるよう、後方支援を行った。
・通いの場づくりの一環として、いきいき百歳体操の普及に取り組んだ。

(3) 認知症施策の推進

・寿地区にて認知症サポーター養成講座を開催した。当事者目線での視点を取り入れるなど内容を工夫して取り組むことができた。
・キャラバン・メイト交流会は、中央南・東部包括と合同で開催し、丸の内病院の医師を講師に迎え、講演会を実施した。
・認知症相談において、認知症思いやりパスブックを積極的に活用した。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・リビングウィルを題材に多職種連携研修会を開催し、医療・介護関係者と意見交換を行った。
・内田の地区サロンにて、リビングウィル勉強会を開催した。
・リビングウィル勉強会へ定期的に参加し、リビングウィルへの理解を深めた。
・藤森病院や相澤東病院との勉強会に参加し、医療との連携について意見交換を行った。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・地区担当ケースワーカーや関係機関と連携しながら、高齢者虐待への迅速な対応に努めた。（虐待に関する相談延べ51件）

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地区支援企画会議や地区内の協議会に参加し、関係者とのネットワークづくりに取り組んだ。
・寿地区では、地域づくりセンター、地区生活支援員、福祉ひろば職員との情報交換を月1回行い、地区内のネットワーク構築に向けて意見交換を行った。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・お助け知恵袋を活用し、インフォーマルサービスを組み込んだ介護予防サービス計画作成を心掛けた。
- ・自立支援型個別ケア会議に参加し、自立支援に資する視点について理解を深めることができた。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・エリア内介護保険等事業所（居宅）との勉強会を年4回開催し、支援困難ケースについて事例検討を行った。
- ・自立支援型の介護予防サービス計画作成についての勉強会を開催した。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・地域づくりセンターとの協力や地区支援企画会議を通して、地域ケア会議の開催に努めた。松原地区では11月に開催し、寿・寿台・内田地区では開催を予定していたものの新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期となった。寿地区では、地域ケア会議の内容を用いて民生委員との勉強会を実施した。
- ・個別地域ケア会議は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、寿地区の1回のみの開催となった。

7 市との連携方針

- ・地区支援企画会議に参加し、関係課との連携を図った。
- ・センター長会や専門職種会に参加し、連携を図った。
- ・センター会を定期開催し、包括応援担当職員と連携しながら業務を遂行した。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・委託契約に基づいて、公正・中立性の確保に努めた。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・ふれあい健康教室、地区サロンにてセンターだよりを活用し、包括の役割等を周知・啓発に努めた。
- ・寿台地区では、民生委員の見守り対象者への配布や地区内で回覧ができるよう月300枚を渡し、包括の周知に取り組んだ。

10 その他

- ・南東部エリア版「お助け知恵袋」を独自に作成し、地域資源の把握や情報整理を行った。
- ・コロナ禍でのフレイル予防について、福祉ひろば等と協働しながら啓発活動を行うと共に、職員自身も感染症予防に努めながら業務を実施した。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・地域ケア会議等で抽出された課題に対し、地域住民や市役所関係課、専門職との連携を図りながら、課題の解決に向けて協働で取り組むことで、地域の支え合いの仕組みづくりを推進する。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・多様化している高齢者の相談に対して、専門職がそれぞれの専門性を活かして必要なサービスや機関、制度に繋げられるよう取り組む。
・地域活動を通して身近な相談窓口としての周知を図る。

(2) 生活支援体制の推進

・地区生活支援員と協働しながら、新たな通いの場の立ち上げ支援を実施する。
・ボランティア等の人材育成に向けて、学びの場について検討を行う。
・地区内の協議体等と協働しながら、移動支援や生活支援サービスの立ち上げを目指す。

(3) 認知症施策の推進

・認知症サポーター養成講座や物忘れ相談会の開催や、地区内における認知症の勉強会を定期的に行い、認知症への理解を深める。
・認知症当事者や家族の視点を重視した勉強会を開催する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・多職種連携研修会を開催し、顔の見える関係づくりを構築しながら、医療・介護の連携を図る。
・リビングウィルの勉強会に参加し職員の研鑽に努めると共に、地区内で勉強会を開催し、リビングウィルの周知・啓発を図る。
・入退院連携ルールや多職種連携シートを活用する。

(5) 権利擁護の推進

・地区担当ケースワーカーや保健師等の関係者と連携し、高齢者虐待に対して迅速な対応を行う。
・エリア内の専門職向けに権利擁護（成年後見制度）の勉強会を開催する。
・一次相談機関としての役割が担えるよう、成年後見制度についての学習会を定期的実施する。

(6) 感染症への対応強化

・新型コロナウイルス感染症対策介護事業所ネットワーク（居宅部会）に参画し、感染症に対しての情報共有や連携を図る。
・地区生活支援員や福祉ひろば職員、民生委員と協働し、フレイル予防について周知・啓発を行う。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地域ケア会議や多職種連携研修会、地区内の各種会議を通してネットワークの強化を図る。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・介護予防サービス計画にインフォーマルサービスを位置付けられるよう、エリア内の情報を把握すると共に、ケアマネジャーに情報を提供する。
・自立支援型個別ケア会議を通じて、専門職の視点を取り入れたモニタリングや評価を適切に実施する。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・エリア内介護保険等事業所（居宅）のニーズを把握し、ニーズに沿った勉強会を企画・開催する。
・自立支援・地域資源の活用を目指したケアマネジメントの勉強会を定期的で開催する。

6 地域ケア会議の運営方針

・個別地域ケア会議の開催を通じて、抽出された個別課題や地域課題に対して、地域づくりセンターや地区の協議体等と課題を共有し、解決に向けて連携を図る。

7 市との連携方針

・地区支援企画会議等を通じて、関係課や関係機関との連携を図る。
・センター長会や専門職種会等を通じて、基幹包括や包括応援担当職員との連携を図り、行政との一体的な取り組みに努める。

8 公正・中立性確保のための方針

・包括職員研修や専門職種会等に参加し、自己研鑽に努め、利用者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう公正・中立性を確保する。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・地区活動等においてセンターだよりを活用し、包括の役割の周知や取組み等について積極的に周知・啓発を行う。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

・成年後見制度の理解を深めるため、エリア内介護保険等事業所（居宅）との勉強会を開催する。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・松南地区：地域で助け合いの仲間づくりを目標に掲げ、新型コロナウイルス感染症の影響で世代間地域交流など主な事業が中止となり、思うように進まなかった。
・芳川地区：新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもと関わる事業がほとんどできなかった。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・ひろば等を利用して相談日を設け、相談に訪れる人の間口を広めた。相談件数はコロナ禍でも増えている。

(2) 生活支援体制の推進

・松南地区：フレイル予防のため、コロナ禍でも地域住民や地区生活支援員と連携し、百歳体操の推進を図り、1か所から3か所に増えた。
・芳川地区：各町会長へ地区生活支援員について周知や理解を図るため説明に取り組み、次年度の配置を目指した。フレイル予防のため出張健康体操を各町会2回ずつ行った。

(3) 認知症施策の推進

・エリア合同キャラバン・メイト交流会で、若年性認知症の理解を含めた研修会を開催した。
・認知症サポーター養成講座を有償ヘルパー等に行った。
・福祉ひろば喫茶で物忘れ相談会の定期開催（月1回）を予定していたが、5回の開催に留まり、相談者も少なかった。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・多職種連携研修会で理学療法士の視点から、自立に向けた支援及び看護師による感染症予防について情報共有した。
・地域住民対象にリビングウィル勉強会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症で中止となった。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・主としてケアマネジャーや警察などからの通報があり、地区担当ケースワーカーや保健師等と連携を図り、随時対応した。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地域ケア会議は中止となったが、コロナ禍での地域の見守りや介護予防について、地域の中で話し合う機会を設けられた。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・介護予防、自立支援の視点からケアマネジメントに活用できるように、エリア内のケアマネジャーにインフォーマルサービスの情報提供をした。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・エリア内ケアマネ勉強会を開催し、インフォーマルサービスを活用した介護予防、自立支援のための適切なケアマネジメントについての学習の他、地区生活支援員の役割や活動等の紹介をし、理解を深めた。
- ・自立支援型個別ケア会議で、個別課題の解決に向けて、研鑽を積んだ。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・松南地区：地域ケア会議はできなかったが、地域住民代表者及び地域づくりセンター他、地区担当職員と連携し、地域課題について話し合いを重ね、情報共有し、資料にまとめた。(次年度地域ケア会議に活用する)
- ・芳川地区：地域ケア会議ができなかったため、地区支援企画会議において、芳川地区を知ろうという企画で、公民館長の講話や地区内散策を行った。

7 市との連携方針

- ・地区支援企画会議を通して、関係職員や地域住民と連携を図り、コロナ禍での取組み等話し合った。
- ・専門職種会を通して、包括間や基幹と連携を図り情報共有した。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・各種研修会及び専門職種会において研鑽を重ね、公正・中立を念頭に置き、業務の遂行に当たった。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・地域住民への周知としてセンターだより等を活用し、包括からの情報を民生委員が訪問の際に配布してくれるなど協力をいただいた。

10 その他

- ・地区生活支援員と連携し、地区で活動している生活支援グループについて町会に紹介し、立ち上げ支援を行った。
- ・地区生活支援員の配置に向けて、地域の方に理解を深めてもらえるよう地域づくりセンターと協力して働きかけた。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・地域と協力し、助け合いの仲間づくりや担い手の発掘及び育成を推進する。
- ・地域で子育て世代を含め元気高齢者が活躍できる町づくりを進める。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

- ・地域の身近な相談機関としてセンター窓口の他、地区に出向いて相談の間口を広め、適切な機関やサービスに繋ぐ。

(2) 生活支援体制の推進

- ・地区生活支援員と連携し、地域の元気高齢者が活躍できる場を構築する。
- ・地区生活支援の周知とニーズの把握を行い、ネットワークの構築に取り組む。

(3) 認知症施策の推進

- ・チームオレンジ構築に向けて、ステップアップ研修を開催する。
- ・若年性認知症の理解を深めるため、地区で研修会を開催する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ・人生会議やリビングウィルの周知を図るため、医師会と連携し、地区で講座を開催する。
- ・多職種と連携を図るため、エリアで多職種連携研修会や個別地域ケア会議を開催する。

(5) 権利擁護の推進

- ・高齢者虐待への対応として、地区担当ケースワーカーや保健師等と連携を図り、早期発見・早期対応に取り組む。
- ・成年後見制度を理解し、適切な対応と相談支援及び成年後見の利用促進に繋げるため、成年後見支援センターと連携し、研修会を開催する。

(6) 感染症への対応強化

- ・感染症予防対策を図るため、感染症拡大状況に応じ会議や研修をリモートで行う。会議や研修、事業を行う場合は、感染症予防対策をしっかりと行う。
- ・緊急事態に備え、日頃より介護保険等事業所等と情報共有や連携を図る。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

- ・介護保険等事業所や民生委員、地域づくり協議会等と連携を強化し、見守りや訪問を行い、孤立や重度化防止を図る。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・セルフケアや地域のインフォーマルサービスを視野に入れたケアマネジメントを行う。
- ・自立支援促進のため専門職の視点から、包括内で介護予防サービス計画の検討を行う。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・リハ職等専門職の視点から自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを学ぶため、エリア内ケアマネ勉強会を開催する。
- ・介護予防・自立支援の視点からインフォーマルサービスの活用を推進し、地区生活支援員の理解を深め、連携を図れるように意見交換会を開催する。
- ・自立支援型個別ケア会議により、職員の資質向上や介護予防サービス計画の質の向上を目指す。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・個別課題の解決に向け、地域、関係機関、ケアマネジャー等と連携し、個別地域ケア会議を開催する。
- ・個別地域ケア会議を積み重ね、抽出された地域課題がある場合、地区関係者と協力し、地域ケア会議等で検討する。

7 市との連携方針

- ・地区支援企画会議を通じて、関係課職員や関係機関と連携し、各種事業に取り組む。
- ・専門職種会などを通して、包括間や基幹包括と情報共有や連携を図る。
- ・守秘義務を遵守し、個人情報の取り扱い及び情報管理を徹底する。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・本人家族の意向を踏まえた介護予防サービス計画作成やサービスの紹介を行う。
- ・研修会や専門職種会等において研鑽を重ね、公正・中立の立場で業務を遂行する。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・コロナ禍で地域の事業が縮小傾向ではあるが、センターだより等を活用し、介護予防や自立支援の取組みの必要性について、地域住民へ周知、啓発を行う。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

- ・地区生活支援員と連携し、閉じこもりや孤立を防ぎ見守り体制を構築するため、町会サロンや百歳体操の開催を支援する。
- ・生活応援隊こだまのような取組みを、他町会にも推進する。
- ・個別地域ケア会議を開催し、個別や地域の課題解決に取り組む。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地区の住民・役員・行政担当職員と情報交換し、課題解決に向けて連携することができた。

・神林地区において、健康とくらしの調査やKDBのデータを基に、地区関係職員と課題を話し合い、住民との地域ケア会議に検討できるよう予定していたが、感染症拡大に伴い開催できず、公民館広報とパネル展示にて全世帯に発信した。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・福祉ひろば活動や百歳体操等に参加し、地域住民との交流を図りながら、個人の困りごと、近所の困りごとの相談を受けた。

(2) 生活支援体制の推進

・笹賀地区において、地区地域づくり協議会、地区担当職員と協働して生活支援マップを作製し、配布したことで体制強化を図った。

・令和3年度に地区生活支援員配置予定の地区において、地域住民に向けての説明会を企画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため開催を見送った。

・高齢者の免許返納を見据えて、公共交通機関の利用促進と地域の強みを繋げ、イベントを開催した。

(3) 認知症施策の推進

・住民が集いやすい活動に参加し、物忘れ相談会の開催を予定していたが、感染症拡大のため3回の開催となった。

・地区の新任民生委員に向けて認知症サポーター養成講座を開催した。

・定期的に行っている菅野児童館の小学生に向けた認知症サポーター養成講座を開催した。また、新たに、松本短期大学幼児学科の学生に向けた認知症サポーター養成講座を開催し、若い年代に関心をもってもらうよう推進した。

・まつもとミーティングに参加し、本人と家族それぞれの悩みやできることを一緒に検討した。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・エリア内多職種連携研修会においてリビングウィルの勉強会を行い、考えを深め、一人の人間とし、また専門職として何ができるか考える機会を作った。

・入退院に関して、病院と介護保険等事業所との連絡と連携を図った。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・地域住民、民生委員、ケアマネジャーからの相談で、虐待対応を迅速に行うことができた。

・地区担当ケースワーカーと連携して事実確認を行い、コアメンバー会議に参加した。

・精神科疾患に起因した介護力不足に対し、頻回に訪問し、信頼関係の構築と介護の方向性を示すことができた。

・南部包括と合同で成年後見制度の勉強会を行い、包括職員の知識を深めた。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

- ・民生児童委員協議会へ参加し、相談しやすい関係を作った。
- ・エリア内介護保険等事業所と勉強会や多職種連携研修会を行い、情報交換や関係づくりを促進した。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・サービス担当者会議へ出席し、自立促進の視点の提案やインフォーマルサービスを紹介した。
- ・自立支援型個別ケア会議に事例を提出し、多職種からの意見を基に介護予防サービス計画の展開ができた。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・エリア内のケアマネジャーに介護予防サービス計画の勉強会を開催した。
- ・対応困難な相談を受けたり、同行訪問し、後方支援を行った。
- ・感染症拡大に伴い、ZOOM会議の開催方法についての勉強会を開催した。

6 地域ケア会議の運営方針

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により予定していた2地区の地域ケア会議は開催できなかったが、感染症予防を徹底し、他1地区ではケア会議を行うことができた。個別地域ケア会議は1回開催することができた。

7 市との連携方針

- ・センター長会、専門職種会などへ出席し、情報の確認、検討を深めた。
- ・包括応援担当職員と定期的な話し合いをもち、日頃の疑問や対応方法についてアドバイスを受け、きめ細やかな対応ができた。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・介護予防サービス計画作成依頼や介護保険等事業所選定時は、本人や家族の意向を確認し、各介護保険等事業所の特徴を提示の上、決定した。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・住民が集いやすい場所へ出向き、センターだより等を利用して、包括の周知を行った。
- ・住民と関係が深いひろば職員や公民館職員、地区生活支援員に依頼し、相談ごとがあれば包括に連絡を入れてもらうよう依頼した。

10 その他

- ・新型コロナウイルス感染症が拡大し、住民主体の通いの場の運営方法について検討した。また、高齢者施設での感染症拡大に伴い、緊急時の対応方法や事前の準備等について、医療コーディネーターと共に意見交換し合い、検討することができた。

【南西部地域包括支援センター】

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・住み慣れた地域で暮らし続けられることの尊さを啓発し、専門職だけでなく地域住民と情報の共有や連携しながら、地域課題解決に向けた取組みを継続する。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・複雑化していく地域の課題や家族の課題などの相談に応じ、適切な機関へ繋げられるよう取り組む。

(2) 生活支援体制の推進

・昨年度、今年度に地区生活支援員が配置された地区において、一緒に地域に出向き、新たなニーズの発見や既存の社会資源の定着化を促進し、高齢者が担い手側で活躍できるよう、後方支援に取り組む。
・住民やケアマネジャーなどの関係職種に対し、インフォーマルサービスの周知啓発に取り組む。

(3) 認知症施策の推進

・認知症サポーター養成講座の継続的開催に取り組む。
・まつもとミーティングに参加し、認知症の方々の主体的な活動を支援しながら、暮らしやすい地域の在り方を検討する。
・チームオレンジに向けて、認知症に関心のある方へ情報を発信・共有し、繋がりを作るよう取り組む。
・キャラバン・メイト交流会を通じて、必要な活動について共に検討する。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・社会環境の変化も踏まえ、人生会議やリビングウィルについて考える機会の提供に取り組む。(勉強会、センターだより等)
・地域のかかりつけ医や薬局との情報共有に取り組む。

(5) 権利擁護の推進

・関係職員と連携、役割分担を確認しながら適切な対応ができるよう取り組む。
・弁護士連携事業を活かし、人権を守りながら利用者、擁護者の支援に取り組む。
・成年後見制度について理解を深め、実践に活かせるよう取り組む。

(6) 感染症への対応強化

・感染症対策を徹底して行い、感染症発生時はマニュアルに沿って行動し、適切な初動対応ができるよう取り組む。
・他機関への連絡、連携にて感染症拡大を食い止め、介護保険等事業所との連絡を取り合い、利用者に不便が生じないよう連携に取り組む。
・状況に応じて、ICTを活用した連携方法に取り組む。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・定期的に民協に参加し、地域内の課題の変化に気づき、支援策を関係機関と共に検討する。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・自立支援の観点に注目し、専門職の意見を積極的に取り入れて、重度化予防やインフォーマルの有効利用の促進に取り組む。（自立支援型個別ケア会議の活用、お助け知恵袋の利用促進）

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・ケアマネ勉強会・なんでも相談会・サービス担当者会議・多職種連携研修会等を通じて、支援者の不安解決に取り組む。
・自立支援型個別ケア会議での自立支援の視点や、ファシリテーション力の向上を目指す。

6 地域ケア会議の運営方針

・高齢者の課題だけでなく、地域の課題を、継続的に身近に考えられるような会議の開催に取り組む。
・地区課題を全世代に発信できるよう取り組む。
・個人が直面している課題について、専門職、地域住民と協働して支え合えるよう、個別地域ケア会議の開催に取り組む。

7 市との連携方針

・地区支援企画会議を通じて、地域づくりセンターを中心に関係部署と連携し、地区の課題の正確な抽出に取り組む。
・課題解決に向けて具体策の検討に協働して取り組む。
・個人情報の保護、管理を徹底する。

8 公正・中立性確保のための方針

・介護保険等事業所の情報収集に努め、特徴を理解した上で、利用者・家族に提案できるよう取り組む。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・センターだよりを活用し、包括の役割等を繰り返し地域へ周知する。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

・既存の住民主体活動の場を継続支援する。
・新しい日常生活における生活のヒントを、住民と共に、発見・発掘に取り組む。

【河西部地域包括支援センター】

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・地区生活支援員の配置に向けて、生活支援体制整備事業の理解を深めると共に、地区役員がもっている情報や行っている活動の実態把握に努めた。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・地区役員や通いの場を通じて、困っている方との繋がりを持ち、関係機関に丁寧に繋げることができた。

(2) 生活支援体制の推進

・島内地区では、生活支援サービスの立ち上げに向けて、地区役員が持つ情報や課題などの抽出に取り組んだ。
・島立地区では、住民同士の助け合いによる生活支援サービスが立ち上がった。
・島立地区のデマンドタクシーは、利用者の希望を聞き、目的地の変更を図った。

(3) 認知症施策の推進

・若年性認知症のまつもとミーティングに繋がるように、当事者とその家族に対して関係づくりを行った。
・認知症カフェは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催に至っていない。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・島立地区では、地域ケア会議にてリビングウィルを学び、参加者で事前指示書の作成に取り組んだ。
・ケースを通じて、主治医や家族と共に事前指示書を作成し、納得した最期を迎えられる支援ができた。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・虐待に発展しそうな世帯に対して、未然に防ぐような関わりをもつことができた。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・「利用者とトラブルになった場合の対応」をテーマに、河西部・河西部西・西部包括と合同により、担当エリア内の介護保険等事業所を対象に、勉強会を開催した。
・新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た介護保険等事業所の声を、他の介護保険等事業所や市へ伝えるため、ZOOMによる情報交換会を開催した。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・自立支援型個別ケア会議を通じて、自立支援・重度化防止を念頭に置いたケアマネジメントを学ぶことができた。
・介護保険等事業所には、地区の社会資源の情報提供を行った。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・支援者のメンタルヘルスをテーマに、河西部・河西部西・西部包括合同により、担当エリア内の居宅介護支援事業所を中心とした介護保険等事業所を支援した。

6 地域ケア会議の運営方針

・島内・島立地区で、地域ケア会議を各1回ずつ開催した。
・島内地区で、個別ケア会議を1回開催した。

7 市との連携方針

・活動報告を通じて、地域の声を市へ伝える役割を果たせた。
・地域づくりセンターと反貧困ネットと共に、公営住宅2町会に対して、新型コロナウイルス感染症の特別定額給付金相談会を開催した。

8 公正・中立性確保のための方針

・利用者のニーズや希望に沿った介護保険等事業所を提案した。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・センターだよりを広く目に触れる工夫を行い、職員も地区行事に可能な限り参加した。

10 その他

(上記項目にあてはまらないもの等はこちらへご記入ください。)

・地域活動が停滞したことを機に閉じこもりによるうつや認知症予防として、地域に貢献したい専門職や福祉ひろばと共に、脳トレと文通の活動を行った。
・大雨特別警報により公民館が避難所となったため、避難要介護者を支援した。

【河西部地域包括支援センター】

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・地域ケア会議を活用し、地域の支え合いの仕組みづくりを推進する。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・地域のつながりの中で、心配な高齢者の様子を相談してもらえる体制づくりに努める。

(2) 活支援体制の推進

・地区生活支援員と共に、生活支援サービスの立ち上げ・拡充に取り組む。
・既存の地区内のサービスの把握と発展に取り組む。

(3) 認知症施策の推進

・チームオレンジやまつもとミーティングの基盤づくりに向けて、当事者も交えた講座の開催と当事者への情報発信に取り組む。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・町会単位でリビングウィルが浸透していくよう啓発活動を行う。
・事前指示書を活用している実例を増やしていくようケース対応に取り組む。
・エリア内介護保険等事業所（居宅）と共に、多職種連携研修会を開催する。

(5) 権利擁護の推進

・虐待の初動期対応に課題があるため、コアメンバー会議で適切な検討がされるよう努める。
・介護保険等事業所にも、成年後見制度に対する理解を深めてもらえるよう、周知・啓発を行う。

(6) 感染症への対応強化

・介護保険等事業所が、感染症対策・対応で疲弊していかないよう、情報共有し支援する。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地区支援企画会議や地区内の協議体を活用し、ネットワークの推進を図る。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・島立地区では、町会単位での百歳体操体験会を開催し、介護予防・フレイル対策に取り組む。
・島内地区では、百歳体操やひざ痛予防の継続支援を行う。
・自立支援型個別ケア会議を活用して、介護保険等事業所に自立支援を意識したケアマネジメントが浸透するよう努める。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・自立支援に資する介護予防サービス計画についての勉強会を開催する。

6 地域ケア会議の運営方針

・地域づくりセンターと協力しながら、個別地域ケア会議を積極的に開催する。

7 市との連携方針

・活動報告や勉強会を通じて、地域や現場の実情を市へ伝える。

8 公正・中立性確保のための方針

・利用者の意向、ニーズに沿った介護保険等事業所を提案する。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・地区内行事において包括としての活動をすることにより、包括を認知してもらうよう努める。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・地区の協議体や専門職と連携し、地区課題の共有や解決に向けた取り組みを行った。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・訪問により状況確認をして、関係機関と連携してサービス導入などの支援を行った。
・ふれあい健康教室や出前ふれあい健康教室など、身近な場所で個別相談を行った。
・介護保険等事業所と連携し、家族や近隣住民への支援を行うことができた。

(2) 生活支援体制の推進

・新型コロナウイルス感染症予防対策をしながら地域の集まりを継続していただくよう働きかけをし、活動の継続、再開に繋げた。
・地区生活支援員と連携し、地区のニーズや地域資源の把握を行った。

(3) 認知症施策の推進

・認知症サポーター養成講座を、地区サロン・健康づくり推進員・大学生に対して開催した。(5回開催)
・キャラバン・メイト交流会を開催した。オレンジ研修会にて、認知症高齢者の関わり方について研修を行った。
・認知症カフェに参加し、継続支援を行った。
・認知症サポーター養成講座の資料をパワーポイントで作成し、講座で活用をした。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・松本市立病院と多職種連携研修会を行い、コロナ禍での対応や連携について情報交換を行った。
・医療連携シートを活用し主治医との連携を図った。
・リビングウィルを考える会に参加し、情報共有を行った。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・地区担当ケースワーカーやケアマネジャー、医療機関、地域住民と連携し、早期対応と支援体制づくりに努めた。
・他包括と連携し、成年後見制度についてかけはしとの勉強会を行った。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地区支援企画会議、民生児童委員協議会、地区の協議会に出席し、情報共有やネットワークづくりに努めた。

4 介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の実施方針

・委託ケースについて、インフォーマルサービスの活用や自立支援に向けた介護予防サービス計画作成の助言を行った。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・エリア内のケアマネ勉強会を開催し、災害時のケアマネジャーの役割、介護予防サービス計画の立て方について等の研修を行った。(4回実施)

6 地域ケア会議の運営方針

・和田地区では地域の課題とその対応について、新村地区では認知症予防について、地域ケア会議を各1回開催した。梓川地区は計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施できなかった。

・個別地域ケア会議を、和田地区は2回、新村地区は1回開催した。

7 市との連携方針

・専門職種会や各種研修会に出席し、情報共有を図った。

8 公正・中立性確保のための方針

・本人、家族の意向を踏まえて、介護保険等事業所の紹介を行い、公正・中立性を図った。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・センターだよりやひろばだより等を活用して、包括の役割など情報を発信した。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・各地区の協議体や専門職と連携を図り、地区の現状課題の共有と解決に向けた取組みを行う。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・多様な相談に対して訪問等により状況把握を行い、適切な機関への繋ぎやサービス調整を行う。
・ふれあい健康教室など地区の集まりの場などでも広く相談を受け付ける。

(2) 生活支援体制の推進

・地区生活支援員と連携し、地区のニーズや資源の把握、新たな資源導入の検討を行う。
・フレイル予防を強化し、いきいき百歳体操など少人数での運動の拠点づくりを支援する。

(3) 認知症施策の推進

・認知症サポーター養成講座を幅広い世代に行う。
・必要に応じて個別地域ケア会議を開催し、認知症の方が地域で生活し続けるための地域の協力や支援体制の検討を行う。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・入退院時に医療との連携を図り、退院後の生活にスムーズに移行できるよう支援を行う。
・地域課題に対し、多職種と情報共有及び連携を図る。
・リビングウィルを考える会を通じて情報共有を図り、住民に対しリビングウィルの周知を図る。

(5) 権利擁護の推進

・地区担当ケースワーカーと連携し、高齢者虐待の早期発見・早期対応をし、養護者支援も行う。
・成年後見制度の相談に対応するため、包括内や介護保険等事業所との研修を行うと共に、住民に対し制度の周知を図る。

(6) 感染症への対応強化

・感染症予防により閉じこもりがちの方々に対し、訪問による見守りや声掛けを行う。
・外出自粛、地域活動の休止によるADL低下予防に努める。
・正しい情報を共有し、介護保険等事業所との連携を強化する。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・地区の協議会や地区支援企画会議、民生児童委員協議会に参加し、情報共有と顔の見える関係を構築する。
・多職種連携研修会で情報交換をし、ネットワーク強化に努める。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・本人のできることを明確にし、地域資源も取り入れ、より自立を目指したケアマネジメントを心掛ける。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・個別課題に対して個別地域ケア会議を開催し、課題解決や地域資源開発に繋げていく。
・ケアマネジャーのニーズに応じて、勉強会の開催や情報交換を行う。

6 地域ケア会議の運営方針

・ケアマネジャー等と連携し、個別課題に対して個別地域ケア会議を開催する。
・必要に応じて地域づくりセンターや関係者と連携し、地域ケア会議を開催する。

7 市との連携方針

・専門職種会や研修会に出席し、情報共有を図る。
・個人情報の管理を徹底する。

8 公正・中立性確保のための方針

・本人や家族の意向を踏まえて複数の介護保険等事業所の紹介を行い、公正・中立な立場で支援を行う。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・地域の集まりの場やセンターだより等を通じて、包括の役割の周知や包括からの情報を積極的に発信する。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

・新型コロナウイルス感染症予防対策をしながら、地域の活動の場を継続できるよう支援する。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

・波田地区では、地域づくりセンターが地区役員に向けて開催した「地域包括ケアシステム研修会」に協力した。

・波田地区においては、コロナ禍ではあったが感染症対策の下、地域ケア会議を3回開催し、地域資源・地域課題の共有に繋がった。

・安曇地区では、地域づくりセンターのみならず公民館とも協働し、JAGS等を活用し地域課題を抽出、町会サロン開催に向け検討した。

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

・波田地区では個別地域ケア会議を6回開催し、課題の解決や共有に繋がった。

・包括内の朝会を利用して相談者の情報共有を図ったことで、担当者不在時もスムーズな対応ができた。

(2) 生活支援体制の推進

・地区生活支援員による、社会福祉協議会西部地区センターの高齢者アンケートや波田地区の民生委員・町会長アンケートのニーズ分析に協力した。

・地区生活支援員と共に生活支援サービスの情報収集を行う中で、訪問理美容サービスや薬局の役割について、地域の関係者やケアマネジャーと意見交換会をそれぞれ実施し、生活支援体制の整備や顔の見える関係作りに繋がった。

(3) 認知症施策の推進

・市立病院との認知症連携会議はコロナ禍であったため1回のみ開催できた。

・波田地区公民館と共催で、講師を招き、認知症カフェの開設についての研修会を開催した。

・波田地区町会サロンで、認知症についての講演会を5回開催し、認知症への理解を深めた。

・波田ふれあい健康教室で保健師の協力の下、認知症サポーター養成講座を2回開催した。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

・「薬局の役割」についての研修会には、地元の薬剤師に講師を依頼し、地域の関係機関との連携推進に繋がった。

・波田地区町会サロンで、「リビングウィル（松本版）」のチラシを配布し、周知を行った。

・奈川地区では、診療所の医師に「リビングウィル」の講演会を依頼していたが、コロナ禍により中止となった。波田地区でも「リビングウィル」の講演会が中止となった。

(5) 高齢者虐待の早期発見・協力体制の強化

・虐待が疑われる事例や困難事例は、西部福祉課とケース会議を行った。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

・個別地域ケア会議開催時は、民生委員に必ず参加依頼をし、関係づくりに努めた。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

・インフォーマルサービスについての勉強会を、波田地区ひろば・公民館・民生委員・地区社会福祉協議会・介護保険等事業所（居宅）のアマネジャーに対し開催した。自立支援に向けた適切なサービスが提供されるよう、それぞれの役割等を意見交換した。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

・基幹包括からの「介護予防ケアマネジメントミニ講座100本ノック」を用いて、西部エリアの介護保険等事業所（居宅）と勉強会を開催した。
・成年後見制度の勉強会を、かけはしの職員を講師に1回開催した。

6 地域ケア会議の運営方針

・個別地域ケア会議には必ず地域づくりセンター長に出席を依頼し、地域課題の共有を図った。

7 市との連携方針

・包括応援担当職員から、事業や困難事例に関して的確なアドバイスを頂き連携を図ることができた。

8 公正・中立性確保のための方針

・研修会や自立支援型個別ケア会議にて専門職と意見交換を行うことで、公正・中立性の確保に努めた。

9 住民への周知・啓発の実施方針

・各地区のふれあい健康教室や民生児童委員協議会でセンターだよりを活用し、包括の周知を行った。
・波田地区生活支援員の協力の下「波田地区あんしんマップ」を作成し、包括の周知に繋げることができた。

10 その他

・介護者通信を昨年度5回発行した。介護者の孤立感の軽減に繋げることができた。
・令和2年10月から、奈川地区担当保健師の健康相談日に合わせて、月1回「健康とくらしの相談」を設けるようにした。
・令和3年2月から、波田地区ふれあい健康教室時に、介護相談の時間を設けるようにした。
・市立病院と包括エリア内の介護保険等事業所が中心となる「在宅療養を支える会」に参加し、在宅での看取りについて意見交換を行った。

1 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・地域ケア会議で抽出された課題の解決策を地区支援企画会議で検討する。(随時)
- ・市立病院を中心に開催される西部地区エリアでの在宅療養を支える会に参加し、関係機関と情報交換を行う。(年1回以上)

2 重点的に行うべき業務方針

(1) きめ細かな総合相談の実施

- ・多職種との研修会を通して顔の見える関係づくりを行いスムーズな対応に努める。
- ・守秘義務を遵守しながら丁寧な相談支援を行う。
- ・奈川地区担当保健師の健康相談日に合わせ、健康とくらしの相談を開催。(月1回)

(2) 生活支援体制の推進

- ・地区生活支援員と連携し、把握したニーズを生活支援の仕組みづくりに繋げられるよう関係機関と意見交換会を行う。(随時)
- ・安曇地区で行われるマルシェ方式の集いの場の開催に協力し、高齢者の社会参加を進める。(年5回以上)
- ・奈川地区の通いの場づくりを、ひろば・公民館・社会福祉協議会と協力し進める。

(3) 認知症施策の推進

- ・波田町会サロンで、認知症思いやりパスブックを活用し、認知症の理解を深める。(年10回以上)
- ・地域のボランティア団体等と連携してステップアップ講座の準備を行う。
- ・認知症対応かるたを活用し、認知症への接し方について理解を深める。(各地区ふれあい健康教室時、毎回)

(4) 在宅医療・介護連携の推進

- ・波田地区で、リビングウィルの勉強会を1回開催する。
- ・医師会主催のリビングウィルを考える会に出席し、コロナ禍のリビングウィル、在宅医療について理解を深める。(随時)
- ・多職種連携シート等を活用し、切れ目なく在宅医療ができるように努める。(随時)

(5) 権利擁護の推進

- ・弁護士連携事業を活用し、適切な機関に繋げる。(随時)
- ・虐待等の困難ケースについて、地区担当ケースワーカー・保健師等の関係者と連携、情報共有しながら対応を進める。(随時)
- ・一次相談機関としてスキルアップするため、包括応援担当職員とセンター会を活用し成年後見制度の勉強会を行う。(月1回)

(6) 感染症への対応強化

- ・事前準備として、包括内で役割分担を明確化し、感染症予防対策を徹底する。法人の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを遵守する。
- ・「コロナ禍の地域福祉を考える会」に積極的に参加し、情報の収集及び共有を行う。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

- ・各種会議へ積極的に参加し、地区で現状や課題を共有する。
- ・関係者間の顔の見える関係をつくることにより、ネットワークの強化に努める。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・セルフケアや地域との繋がり等を意識したケアマネジメントが行えるよう、地域のインフォーマルサービスの周知を地区生活支援員と協働して実施する。
- ・介護予防・自立支援・重度化防止に着目し、地区の関係者、医療・リハビリ職、ケアマネジャー等と意見交換会を実施する。

5 介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・基幹包括から配信されている資料（介護予防ケアマネジメントミニ講座「100本ノック」）を活用した介護予防サービス計画の勉強会を、包括エリア居宅介護支援事業所と実施する。
- ・安曇地区において、民生委員とケアマネジャーの情報交換会を開催する。（年1回以上）

6 地域ケア会議の運営方針

- ・地区における地域ケア会議は、目的の理解を深めながら会議を開催し、包括では個別地域ケア会議を行うことで地域課題の把握に努める。
- ・地域課題の解決策は、地区支援企画会議等を活用しながら検討し、地区の実情に合わせた会議に諮る。

7 市との連携方針

- ・包括応援担当職員とのセンター会を継続実施する。（月1回）
- ・地区支援企画会議を通じて、西部福祉課、地域づくりセンター長、地区担当保健師と連携する。

8 公正・中立性確保のための方針

- ・介護予防サービス計画の作成や介護保険等事業所の紹介にあたっては、一覧を活用する。
- ・各研修会等で関係機関の特徴を理解するために、積極的に意見交換を行う。

9 住民への周知・啓発の実施方針

- ・安曇地区にて、住民向け相談窓口一覧として「あんしんまっぷ」を作成する。

10 その他特に力を入れて取り組む計画等

- ・介護者通信を年4回以上発行し、介護者の孤立防止に努める。
- ・既存の施設を利用した認知症カフェの開設や支援を行う。